

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 災害発生時における被災状況等を把握するシステムの登録促進について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国において令和6年5月31日に実施されました災害発生時における障害児者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）の運用訓練につきましては、訓練対象市町村に所在する事業所には訓練参加についてご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

この災害時情報共有システムは、災害発生時における指定障害福祉サービス施設、事業所（以下「施設、事業所」という。）の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設、事業所への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的としていますが、その前提として、全ての施設、事業所の情報がシステムに登録されていることが必要となります。国では、令和5年度より県内全市町村を対象とした5か年訓練計画を作成しており、昨年度及び今年度は訓練の対象外となった市町村においても、来年度以降、順次訓練の実施が予定されております。

つきましては、災害時情報共有システム未登録の事業所において、災害時情報共有システムの運用における施設、事業所の情報の登録を下記のとおり行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。既に登録いただいている施設、事業所については、登録情報をご確認いただき必要に応じて情報の更新をお願いします。なお、災害時緊急連絡先①、②（携帯電話番号、メールアドレス）、非常用自家発電の有無については、施設、事業所から更新申請を行い、当県が承認することで施設情報の更新を行うことも可能です。

### 記

災害時情報共有システムに登録する対象施設の情報については、現在 WAM NET で公開している「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「情報公表システム」という。）を用いて基本情報を連携します。ただし、情報公表システムに登録されていない一部の情報については、新たに登録が必要となります。当該情報の登録については、施設、事務所から報告された情報に基づき、施設、事業所が所在する市町村において登録に係る作業を行います。

については、施設、事務所が所在する市町村ごとに別添1の様式（エクセルファイル）に必要な事項を入力の上、当該市町村あてにメール（アドレスは別添2参照）にて送付いただきますようお願いします。

また、現在においても情報公表システムの登録が完了していない施設、事業所については、災害時情報共有システムとの連携ができないため、災害時情報共有システムの対象となりません。実際

に災害が発生した際に、施設、事業所の被災状況報告を国、自治体と即時に情報共有していただくために、この機会に早急に情報公表システムの登録を完了いただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		